

第14節 災害時要援護者対策計画

近年の急速な高齢化や国際化，さらには県民のライフスタイルの変化等に伴い，災害発生時には高齢者，傷病者，障害者，妊産婦，乳幼児，外国人など災害対応能力の弱い災害時要援護者の犠牲が多くなっている。

災害時要援護者は，自力による避難が困難であったり，災害情報の伝達に考慮すべき点があることなどから，浸水や土砂災害の情報伝達や避難対策などが重要となる。

このため，次により各種対策を実施し，災害時の災害時要援護者の安全確保を図るものとする。その際，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

主な実施機関

市町村，県（危機管理局，文化国際課，保健福祉政策課，医療政策課，健康増進課，障害福祉課，長寿社会課，こども未来課，森林整備課，砂防課），社会福祉施設等の管理者

社会福祉施設等とは，社会福祉施設，老人保健施設及び病院をいう。

第1 社会福祉施設等対策

1 社会福祉施設等の安全確保

社会福祉施設等の利用者の大半は，ねたきり高齢者や障害者，傷病者等の災害時要援護者であることから，施設の管理者は，施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに，土砂災害危険箇所等の立地条件を踏まえた対策を講ずるものとする。

また，スプリンクラーについては，義務設置でない施設についても必要に応じ設置に努めるものとする。

さらに，災害時において消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置についても，促進を図るものとする。

また，県及び市町村等は，土砂災害危険箇所等に存在する社会福祉施設等の保全のため，採択基準に該当する箇所について，治山，砂防，地滑り，急傾斜の各事業を強力に実施するとともに，施設管理者への周知，講習会の実施などに配慮する。

2 防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は，各種調査結果や土砂災害危険箇所等の立地条件などを踏まえて，災害の防止や，災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため，あらかじめ自衛防災組織を

整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化するものとする。

また、必要に応じ、関係機関との連携のもとに、施設相互間並びに地域住民、自主防災組織等との平常時からの連携が密なものとなり、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制作りに努めるものとする。

3 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員等が、防災に関する基礎的な知識や災害時に取るべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動が取れるよう、あらかじめ災害時における避難計画を策定し、各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、居室の配置に配慮するとともに、職員が手薄になる夜間を想定した防災訓練や土砂災害危険箇所等、地域の特性を配慮した防災訓練などについても実施するものとする。

4 防災備品の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、食糧、生活必需品、防災資機材等の備蓄に努めるものとする。

第2 在宅者対策

1 防災知識の普及・啓発

県及び市町村は、災害時要援護者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

なお、防災訓練等の実施に当たっては、災害時要援護者の特性に配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制の整備に努めるものとする。

2 避難誘導・救出・救護体制の確立

市町村は、災害時要援護者を適切に避難誘導・救出・救護するため、平常時より自主防災組織や民生委員等福祉関係者との連携強化に努め、地域住民、自主防災組織、警察署等の協力を得て、避難誘導・救出・救護及び安否情報等の把握・伝達体制の整備等を図る。

なお、災害時要援護者の実態把握にあたっては、個人情報等の保護に十分配慮するとともに、地域における災害時要援護者支援ネットワークの構築に向けた相互協力体制の整備を支援するものとする。

また、県及び市町村は、より一層の防災知識の普及・啓発を図り、住民全体で防災に取り組む

土壌の育成に努めるとともに、市町村においては、町内会、自治会等を中心とした自主防災組織の育成について促進を図るものとする。

また、災害時におけるひとり暮らし高齢者等の安全確保のため、必要に応じ緊急通報システム等の整備に努めるものとする。

3 的確な情報伝達活動

県及び市町村は、災害時要援護者等に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため、個々の災害時要援護者にとって適切な伝達手段を検討し、民生・児童委員や地域住民等の連携による伝達など、多様な伝達手段の整備に努めるものとする。

第3 外国人等に対する防災対策

県及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及、防災教育や防災訓練への参加の推進に努めるとともに、地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努めるものとする。

1 防災知識の普及啓発

(1) 県及び市町村は、外国人向けの外国語による防災に関するパンフレットを作成・配布するとともに、各種機関で入手できるようにするなど、防災に関する知識の普及啓発に努める。

(2) 県及び市町村は、在住外国人に対して、防災教育及び防災訓練への参加を推進するよう努める。

2 避難施設案内板の外国語併記等の推進

市町村は、避難場所や避難路等の案内板について、外国人にもわかりやすいシンボル化や外国語の併記などを図るよう努める。